石垣市請負工事監督規程(平成13年訓令第9号)の新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
| --- | --- |
| (現場状況の把握) | (現場状況の把握) |
| 第4条　主任現場監督員及び現場監督員は、契約書、設計書、仕様書等及び関係法規に基づき、かつ、工事現場の諸状況を把握し、工事が完全に施工されるよう監督を行い、必要に応じて請負者、現場代理人及び主任技術者に適切な指示をしなければならない。 | 第4条　主任現場監督員及び現場監督員は、契約書、設計書、仕様書等及び関係法規に基づき、かつ、工事現場の諸状況を把握し、工事が完全に施工されるよう監督を行い、必要に応じて受注者、現場代理人及び主任技術者に適切な指示をしなければならない。 |
| (書類等の整理) | (書類等の整理) |
| 第7条　主任現場監督員及び現場監督員は、請負者から提出された書類及び自己の提出する報告書、上申書等はすべて控えをとり、常にその経過を明らかにしておかなければならない。 | 第7条　主任現場監督員及び現場監督員は、受注者から提出された書類及び自己の提出する報告書、上申書等はすべて控えをとり、常にその経過を明らかにしておかなければならない。 |
| 2・3　（略） | 2・3　（略） |
| (貸与品及び支給材料) | (貸与品及び支給材料) |
| 第9条　現場監督員は、貸与品又は支給材料がある場合は、請負者に立会いを求め、検査して引渡し、その都度借用書又は受領書を徴し、常に貸与品又は支給材料の状況を明らかにしておかなければならない。 | 第9条　現場監督員は、貸与品又は支給材料がある場合は、受注者に立会いを求め、検査して引渡し、その都度借用書又は受領書を徴し、常に貸与品又は支給材料の状況を明らかにしておかなければならない。 |
| (工事打合せに関する記録) | (工事打合せに関する記録) |
| 第10条　主任現場監督員及び現場監督員は、請負者に対し重要なる指示を与え、若しくは請負者の疑義に答えたとき、又は現場打合せをしたときは、その要旨を工事打合せ記録(様式第1号)に記入しておかなければならない。 | 第10条　主任現場監督員及び現場監督員は、受注者に対し重要なる指示を与え、若しくは受注者の疑義に答えたとき、又は現場打合せをしたときは、その要旨を工事打合せ記録(様式第1号)に記入しておかなければならない。 |
| (工事日誌) | (工事日誌) |
| 第12条　現場監督員は、施工状況を把握し、工事の適正な監督を図るため、請負者から工事日誌その他必要な書類を提出させるものとする。 | 第12条　現場監督員は、施工状況を把握し、工事の適正な監督を図るため、受注者から工事日誌その他必要な書類を提出させるものとする。 |

| | |
|---|---|
| （細部設計図等） | （細部設計図等） |
| 第15条　現場監督員は、必要があると認めるときは、請負者に施工上必要な細部設計図又は原寸図の提出を求め、これを検査して承認を与えなければならない。この場合、重要なものについては、あらかじめ工事担当課長の承認を受けなければならない。 | 第15条　現場監督員は、必要があると認めるときは、受注者に施工上必要な細部設計図又は原寸図の提出を求め、これを検査して承認を与えなければならない。この場合、重要なものについては、あらかじめ工事担当課長の承認を受けなければならない。 |
| （工事の促進） | （工事の促進） |
| 第16条　主任現場監督員及び現場監督員は、常に工事の進捗状況に注意し、計画工程と実施工程の照合を行い、工事が計画工程より遅れているとき、又は遅れるおそれのあるときは、請負者に対し厳重に警告するとともに、その対策について意見を付して工事担当課長に報告しなければならない。 | 第16条　主任現場監督員及び現場監督員は、常に工事の進捗状況に注意し、計画工程と実施工程の照合を行い、工事が計画工程より遅れているとき、又は遅れるおそれのあるときは、受注者に対し厳重に警告するとともに、その対策について意見を付して工事担当課長に報告しなければならない。 |
| 2・3　（略） | 2・3　（略） |
| （工事の立会い） | （工事の立会い） |
| 第17条　現場監督員は、契約書、設計図及び仕様書に立会いを要すると定められた材料の調合又は水中若しくは地下に埋没する部分の工事その他完成後外面からその出来形の適否を確認することができないものについては、その施工に立会わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立会いができないときは、その都度請負者に対し、見本検査又は写真撮影その他適宜の方法を指示し、その成果により確認しておかなければならない。 | 第17条　現場監督員は、契約書、設計図及び仕様書に立会いを要すると定められた材料の調合又は水中若しくは地下に埋没する部分の工事その他完成後外面からその出来形の適否を確認することができないものについては、その施工に立会わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立会いができないときは、その都度受注者に対し、見本検査又は写真撮影その他適宜の方法を指示し、その成果により確認しておかなければならない。 |
| （破壊検査） | （破壊検査） |
| 第18条　主任現場監督員及び現場監督員は、請負者が工事立会いの要求をしないで、又は現場監督員の指示に反して、前条に規定する工事を施工したときは、破壊検査等によりその適否を検査しなければならない。ただし、重要なものについては、工事担当課長の指示を受けなけ | 第18条　主任現場監督員及び現場監督員は、受注者が工事立会いの要求をしないで、又は現場監督員の指示に反して、前条に規定する工事を施工したときは、破壊検査等によりその適否を検査しなければならない。ただし、重要なものについては、工事担当課長の指示を受けなけ |

| | |
|---|---|
| ればならない。 | ればならない。 |
| (改造命令) | (改造命令) |
| 第19条　主任現場監督員は、工事の施工が設計図及び仕様書に適合しないと認めたときは、請負者に対して改造を命じ、設計図及び仕様書に適合した工事を実施させ、その旨を工事担当課長に報告しなければならない。 | 第19条　主任現場監督員は、工事の施工が設計図及び仕様書に適合しないと認めたときは、受注者に対して改造を命じ、設計図及び仕様書に適合した工事を実施させ、その旨を工事担当課長に報告しなければならない。 |
| (緊急処置) | (緊急処置) |
| 第20条　主任現場監督員及び現場監督員は、災害防止その他工事の施工上緊急やむを得ず、請負者に対して臨機の処置をとらせる必要があるときは、その処置をさせ、その結果を遅滞なく工事担当課長に報告しなければならない。 | 第20条　主任現場監督員及び現場監督員は、災害防止その他工事の施工上緊急やむを得ず、受注者に対して臨機の処置をとらせる必要があるときは、その処置をさせ、その結果を遅滞なく工事担当課長に報告しなければならない。 |
| 2　主任現場監督員は、災害防止等のため特に緊急を要し、請負者が独自でとった処置について、その通知があったときは、意見を付して工事担当課長に報告しなければならない。 | 2　主任現場監督員は、災害防止等のため特に緊急を要し、受注者が独自でとった処置について、その通知があったときは、意見を付して工事担当課長に報告しなければならない。 |
| (図面及び仕様書の現場との不一致等) | (図面及び仕様書の現場との不一致等) |
| 第21条　主任現場監督員は、次に掲げる事項を発見したとき又は請負者から通知を受けたときは、軽易なもので明らかに判定がつくものにあってはその措置について請負者に指示を与え、その他のものにあっては工事担当課長の指示を受けなければならない。 | 第21条　主任現場監督員は、次に掲げる事項を発見したとき又は受注者から通知を受けたときは、軽易なもので明らかに判定がつくものにあってはその措置について受注者に指示を与え、その他のものにあっては工事担当課長の指示を受けなければならない。 |
| (1)～(5)　（略） | (1)～(5)　（略） |
| 2　前項の場合で、主任現場監督員が請負者に指示をした事項については、その旨を工事担当課長に報告しなければならない。 | 2　前項の場合で、主任現場監督員が受注者に指示をした事項については、その旨を工事担当課長に報告しなければならない。 |
| (下請負) | (下請負) |
| 第24条　主任現場監督員は、請負者から第三者を指定して工事の一部を委託し、又は下請負に付すことについての承認願を受けたときは、適 | 第24条　主任現場監督員は、受注者から第三者を指定して工事の一部を委託し、又は下請負に付すことについての承認願を受けたときは、適 |

| | |
|---|---|
| 否の意見を付して工事担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。 | 否の意見を付して工事担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。 |
| 2　主任現場監督員は、請負者が承認を得ず工事の一部を第三者に委託し、若しくは下請負に付して工事を着工したとき、又は受託者若しくは下請負者が施工上著しく不適当と認めたときは、理由を付して工事担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。 | 2　主任現場監督員は、受注者が承認を得ず工事の一部を第三者に委託し、若しくは下請負に付して工事を着工したとき、又は受託者若しくは下請負者が施工上著しく不適当と認めたときは、理由を付して工事担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。 |
| (現場代理人等) | (現場代理人等) |
| 第25条　主任現場監督及び現場監督員は、請負者から現場代理人及び主任技術者届を受けたときは、工事担当課長に報告しなければならない。 | 第25条　主任現場監督及び現場監督員は、受注者から現場代理人及び主任技術者届を受けたときは、工事担当課長に報告しなければならない。 |
| 2　（略） | 2　（略） |
| (解体材及び発生材の処理) | (解体材及び発生材の処理) |
| 第27条　現場監督員は、工事の施工に伴う解体材又は発生材が生じたときは、必要に応じ請負者より調査書を提出させ、工事担当課長に報告し、その処理について指示を受けるものとする。 | 第27条　現場監督員は、工事の施工に伴う解体材又は発生材が生じたときは、必要に応じ受注者より調査書を提出させ、工事担当課長に報告し、その処理について指示を受けるものとする。 |
| (工事の未着工) | (工事の未着工) |
| 第29条　主任現場監督員及び現場監督員は、請負者が正当な理由なく工事に着手しないとき、その他契約の履行が確保されないおそれがあると認められるときは、速やかにその理由を調査し、工事担当課長に報告しなければならない。 | 第29条　主任現場監督員及び現場監督員は、受注者が正当な理由なく工事に着手しないとき、その他契約の履行が確保されないおそれがあると認められるときは、速やかにその理由を調査し、工事担当課長に報告しなければならない。 |
| (契約解除の申出) | (契約解除の申出) |
| 第30条　主任現場監督員は、請負者から契約解除の申出を受けたときは、遅滞なく意見を付して工事担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。 | 第30条　主任現場監督員は、受注者から契約解除の申出を受けたときは、遅滞なく意見を付して工事担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。 |
| 2　（略） | 2　（略） |

| | |
|---|---|
| （工期の延長） | （工期の延長） |
| 第31条　現場監督員は、請負者から工期延長願の提出を受けたときは、遅滞なく意見を付して工事担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。 | 第31条　現場監督員は、受注者から工期延長願の提出を受けたときは、遅滞なく意見を付して工事担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。 |
| 2　（略） | 2　（略） |
| （工事完成届等の報告） | （工事完成届等の報告） |
| 第34条　現場監督員は、請負者から既済部分検査願又は完成届等の提出があったときは、速やかに現場を確認のうえ受理し、検査に必要な準備をするとともに工事担当課長に報告しなければならない。 | 第34条　現場監督員は、受注者から既済部分検査願又は完成届等の提出があったときは、速やかに現場を確認のうえ受理し、検査に必要な準備をするとともに工事担当課長に報告しなければならない。 |
| （検査依頼） | （検査依頼） |
| 第36条　工事担当課長は、前条の予備検査後、完成検査については完成検査内訳書及び工事施工成績表（様式第7号）、既済部分検査については既済部分検査内訳書を予備検査調書とともに、その他関係書類を検査依頼書に添付して契約管財課に提出しなければならない。 | 第36条　工事担当課長は、前条の予備検査後、完成検査については完成検査内訳書及び石垣市工事成績評定要領（平成29年石垣市告示第76-9号）第4条第3項から第6項までに定める工事成績評定の方法に係る様式（以下「工事成績評定表等」という。）、既済部分検査については既済部分検査内訳書を予備検査調書とともに、その他関係書類を検査依頼書に添付して契約管財課に提出しなければならない。 |
| （貸与品等の返還） | （貸与品等の返還） |
| 第37条　現場監督員は、使用済みの貸与品及び工事完成打切り又は契約解除によって不要となった支給材料等で返還を受けるべきものがあるときは、請負者から内容を明らかにした調書を提出させ、指定の場所において受領し、必要な処置をとらなければならない。 | 第37条　現場監督員は、使用済みの貸与品及び工事完成打切り又は契約解除によって不要となった支給材料等で返還を受けるべきものがあるときは、受注者から内容を明らかにした調書を提出させ、指定の場所において受領し、必要な処置をとらなければならない。 |
| （工事施工成績表の作成） | （工事成績評定表等の作成） |
| 第38条　主任現場監督員及び現場監督員は、工事完成後、速やかに当該請負者の工事施工成績表（様式第7号）を作成し、工事担当課長に提出しなければならない。 | 第38条　主任現場監督員及び現場監督員は、工事完成後、速やかに当該受注者の工事成績評定表等を作成し、工事担当課長に提出しなければならない。 |

| | |
|---|---|
| 様式第1号(第10条関係)<br>（略）<br>様式第4号(第16条関係)<br>（略）<br>様式第5号(第28条関係)<br>（略）<br>様式第6号(第35条関係)<br>（略）<br>様式第7号(第36条関係)<br>（略）<br>様式第7—2号<br>（略）<br>様式第7—3号<br>（略） | 様式第1号(第10条関係)<br>（略）<br>様式第4号(第16条関係)<br>（略）<br>様式第5号(第28条関係)<br>（略）<br>様式第6号(第35条関係)<br>（略） |